

杵築市交際費の公表に関する要領

平成 24 年 8 月 31 日
訓令第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、杵築市情報公開条例（平成 17 年杵築市条例第 13 号）第 22 条の規定に基づき、市政情報を積極的に提供し、公正で透明な市政の推進に資するため、市交際費の支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表事項)

第 2 条 市交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出先
- (5) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、病気及び事故の見舞いで交際の相手方に特段の配慮が必要な場合は、個人名等は公表しないことができる。

(分類)

第 3 条 前条に規定する支出区分は、別に定める杵築市交際費支出基準の分類によるものとする。

(公表の時期)

第 4 条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月 15 日までに行うものとする。

(公表の方法)

第 5 条 交際費の公表については、第 2 条第 1 項各号に規定する情報を市のホームページに掲載するとともに、市長政策課において閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。